

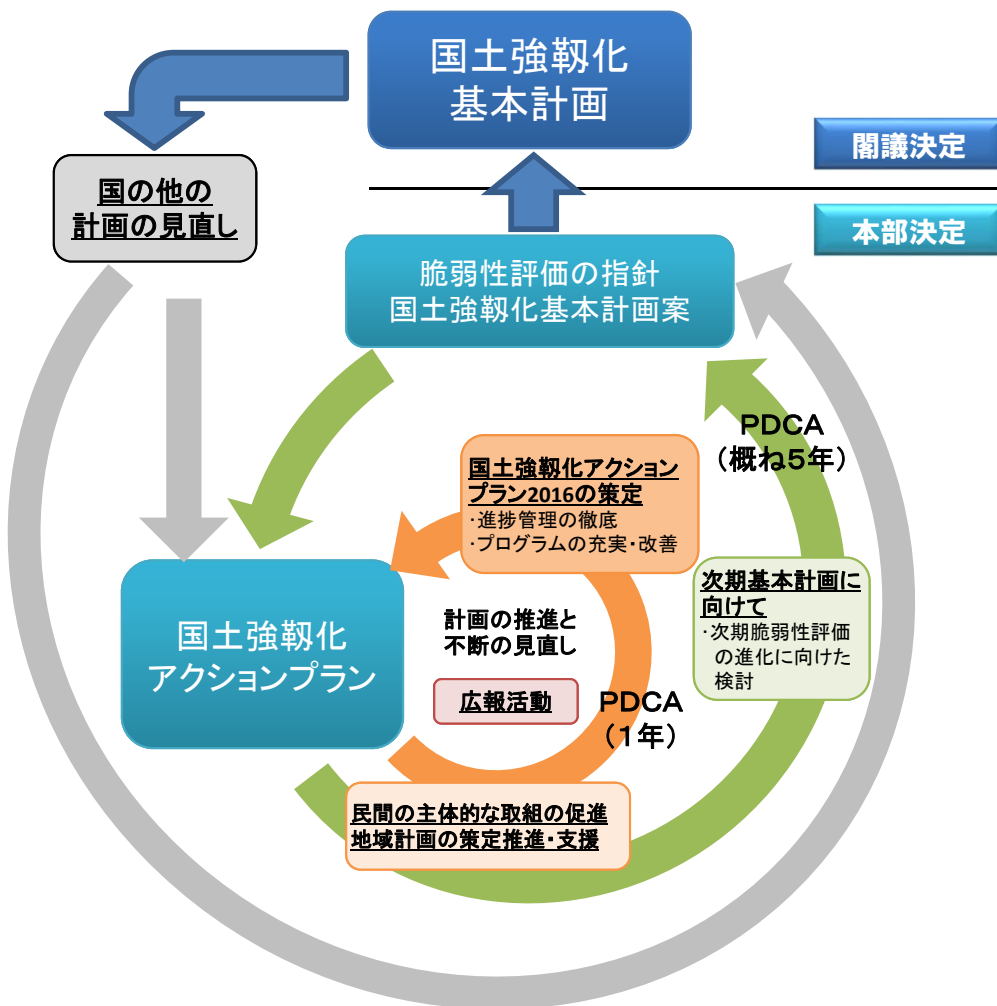
国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、**概ね5年ごとに見直し**
- ・国の他の計画等の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進方針**を記載

国土強靱化アクションプラン

- ・国土強靱化推進本部決定、**毎年度策定**
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進計画**（推進方針及びKPI目標値）及び**主要施策**を記載

国土強靱化のPDCAサイクル



国土強靱化アクションプラン2016

進捗管理の徹底

- ①重要業績指標(KPI)の充実
 - ・指標の追加・見直し
 - ・参考値等として、平成30年度に達成する目標値を追加
- ②統合進捗指数(IPI)の試行的運用

プログラムの充実・改善

- ・アクションプラン2015の進捗状況等を踏まえ、各プログラムの推進計画を見直し
- ・最近の大規模災害を踏まえた取組の充実等によりプログラムを最適化
- ・民間の主体的な取組、地方創生につながる取組及び地域計画の策定・支援の促進により実効性を確保
- ・重点化プログラムに係る工程表の作成により施策を可視化
- ・「世界津波の日」に関する広報、啓発普及の実施(新規)、学習教材「防災まちづくり・くにづくり」の学校等での活用(新規)、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策の強化(充実)等

主な取組実績

- ・国土強靱化地域計画の策定に全都道府県が着手(28都道府県が策定済み)
- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置整備完了
- ・デジタルサイネージの国内標準仕様の策定
- ・製油所における非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備の導入完了
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院への配備完了
- ・公立小中学校、国立大学法人等の耐震化概ね完了

国土強靱化アクションプラン2016（素案の検討資料）の概要

【重点化プログラム】

| 起きてはならない最悪の事態の例 | 推進計画の例 | 重要業績指標(KPI)の例 | プログラムごとの工程表の例 | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|-----------------------------------|
| | | | 2015年度（成果） | 2016年度 | 2017年度以降 |
| 建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生 | ・住宅・建築物等の耐震化 | 【国交】住宅の耐震化率 79%(H20)→82%(H25)→91%[H30参考値]→95% [H32]→耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消[H37] | ・耐震改修補助の拡充 ・耐震改修等に係る情報提供等 | ・耐震改修促進の重点的・緊急的支援措置の3年間延長等を実施 | ・耐震改修等に係る情報提供等 |
| 大規模津波等による多数の死者発生 | ・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進 | 【国交・農水】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合 0%(H26)→(把握予定)(H27)→100%[H32] | ・ハザードマップ作成支援 ・水防法改正による制度創設等 | ・津波災害警戒区域の指定促進のための説明会実施 ・ハザードマップ作成支援 | |
| 異常気象等による市街地等の浸水 | ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援 | 【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市区町村の割合 (把握予定)(H27)→100%[H32] | ・ハザードマップ作成促進のためのガイドライン等の策定等 | ・内水浸水のリスク評価手法と情報提供手法を確立等 | ・内水ハザードマップの高度化に向けた検討の実施等 |
| 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者発生 | ・災害のおそれがある箇所の観測・調査に基づいた訓練・避難体制の整備等のソフト対策と連携した総合的な土砂災害対策等の実施 | 【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸(H25)→(把握予定)(H27)→約114万戸 [H30] | ・火山地域における土砂災害のリスクの調査 ・砂防事業の推進等 | ・流域一帯の危機管理対応として機能が長時間発揮される施設の技術開発の検討 ・砂防事業の推進等 | |
| 情報伝達の不備等で多数の死傷者発生 | ・地方公共団体や一般への情報提供手段の多様化・確実化 | 【総務】Lアラートの都道府県の運用状況 28%(H25)→74%(H27)→100%[H32] | ・情報内容の拡充や自治体職員等への入力支援等の実証を実施 | ・ライフライン事業者の参入等の働きかけ ・総合訓練等の実施 | ・災害情報配信のレベルアップに向けた取組の実施 |
| 被災地での食料・飲料水等の物資供給の長期停止 | ・水道施設の計画的な耐震化 | 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35%(H25)→36%(H26)→42%[H30参考値]→50% [H34] | ・耐震化計画策定指針改定 ・耐震性が低い老朽管の改善に関する支援制度創設 | ・重要施設給水管路の耐震化に関する技術的課題等の対応策の検討 | ・耐震化が遅れている水道事業者等の個別分析による改善策の検討 |
| 自衛隊、警察、消防、海保等の救助活動等の絶対的不足 | ・自衛隊、警察、消防、海保等の災害対応体制強化、装備資機材等の充実強化 | 【総務】緊急消防援助隊の増強 4,594隊(H25)→4,984隊(H27)→6,000隊[H30] | ・体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施等の推進 | ・不断の見直しを踏まえた、体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施等の推進 | |
| 中央官庁機能の機能不全 | ・政府全体の業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直し | 【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施 全府省庁(H27)→全府省庁[毎年度] | ・総合防災訓練大綱に基づき、首都直下地震を想定した訓練の実施 | ・首都直下地震を想定した職員の安否確認訓練、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練の実施 | |
| 情報通信の麻痺・長期停止 | ・長期電源途絶等に対する情報通信システム対策 ・警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上 | 【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54%(H25)→64%(H27)→100%[H30] | ・災害現場想定訓練実施 ・無線中継所リンク回線の高度化等 | ・災害現場を想定した訓練の実施とそれに伴う計画の見直し ・効率的な無線中継所リンク回線の高度化等 | |
| サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下 | ・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定 | 【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業:54%(H25)→60%(H27)→ほぼ100%[H32] 中堅企業:25%(H25)→30%(H27)→50%[H32] | ・事業継続体制に関する実態調査の実施 ・官民の意見交換の場設置 | ・民間企業等の事業継続体制(BCPの策定状況)に関する実態調査の実施 ・官民の意見交換などによる必要な施策の検討 | |
| 社会経済活動に必要なエネルギー供給停止 | ・燃料供給のバックアップ体制強化 | 【経産】激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日(H25)→(把握予定)(H27)→1日 [H30]→1日[H31] | ・「系列BCP」の訓練の実効性の審査 ・供給回復目標時間の確認 | ・訓練を通じた供給回復目標や復旧体制等の実効性の確保 | ・系列BCPの課題を踏まえた供給回復目標や復旧体制等の実効性の確保 |
| 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 | ・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進 | 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の港湾BCPが策定されている港湾の割合 14%(H25)→(把握予定)(H27)→100%[H28] | ・説明会の実施 ・訓練等の実施による港湾BCPの見直し・改善等 | ・直轄港湾事務所の協議会への参画、説明会の実施等 ・港湾BCP策定後の事前対策、訓練・教育の実施による見直し・改善の実施 | |
| 食料等の安定供給の停滞 | ・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築 | 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→25%(H26)→50%[H29] | ・連携・協力体制構築に関する検討の実施 ・セミナー等の実施 | ・食料産業ハザードマップの作成等による連携・協力体制構築の促進 | ・食品産業事業者等における連携・協力体制の構築に係る調査の実施 |
| 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止 | ・製油所の耐震化等による石油製品入出荷機能の確保 | 【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%(H25)→(把握予定)(H27)→84%[H30参考値] →100%[H31] | ・製油所等における、耐震化・液状化対策等に対する支援対象の拡大 | ・製油所等における、地震・津波対策、設備の安全停止対策、入出荷バックアップ能力の増強等の促進 | |
| 農地・森林等の荒廃による被害拡大 | ・山地災害のおそれがある箇所を把握した結果に基づく総合的かつ効果的な治山の推進 | 【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落(H25)→55千集落(H26)→58千集落[H30] | ・流木災害防止の充実強化 ・山地災害危険地区の調査要領の見直し等 | ・緊急的・重点的に予防治山対策を実施する事業の創設等 | ・効率的な対策の実施に係る検討 ・気候変動に係る検討 |

進捗管理の徹底

重要業績指標(KPI)の充実

国土強靱化アクションプラン2015において設定した重要業績指標(KPI) 106指標(再掲なし)について、指標の追加・見直し、精度向上(平成30年度目標値の追加等)を実施

指標の追加・見直し

- 災害の発生・対応を踏まえた指標の追加(6指標)
 [例]【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体になって推進している自治体数(把握予定)(H27)→730市区町村[H32] など
- 指標の目標を平成27年度中に達成し、新たな指標等へ見直し(5指標)
 [例]【国交】『航路標識の自立型電源導入率』について、1年前倒しで目標を達成。新指標として『航路標識のLED灯器の耐波浪整備率』を設定など
- 指標の対象範囲の拡大等、より高度な指標へ見直し(20指標)
 [例]【国交・農水】最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(高潮を追加)(津波)0%(H26)→(把握予定)(H27)→100%[H32]
 (高潮)(把握予定)(H27)→100%[H32]
 【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定100%(H25)→実効性を維持に加え、
 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定95%(H27)→100%[H30] を追加 など

平成30年度目標値の追加

- 参考値等として、平成30年度に達成する目標値を明示(52指標(AP2015)から59指標へ増加)

統合進捗指数 IPI の試行的運用

国土強靱化アクションプラン2015において導入した統合進捗指数 IPI (Integrated Progress Index) を運用し、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗の比較に活用

個別施策ごとのIpiの定義

$$Ipi = \frac{(X_t / X_{30}) * 50}{\text{現状の達成度}} + \frac{((X_t - X_{25}) / (X_{30} - X_{25})) * 50}{\text{計画期間内の進捗率}}$$

※ 指標値を一定(100%)に維持すべき性質の施策の場合 $Ipi = X_t / X_{30} * 100$

X_t : t年度の実績値 X_{30} : 平成30年度の目標値 X_{25} : 平成25年度の基準値

プログラムのIPIの定義

$$IPI = \sum_{i=1}^n \frac{Ipi}{n}$$

IPI 算出のイメージ

| 個別施策 | 指標 | 基準年/基準値(%) | 実績年/実績値(%) | 目標年/目標値(%) |
|-------------|----------|---|---|------------------------------|
| | | アクションプラン2014 X ₂₅ (25年度基準値) | アクションプラン2016 X ₂₇ (27年度実績値) | X ₃₀ (30年度目標値) |
| 施策A(継続) | 〇〇の整備率 | 10 | 40 | 80 |
| 施策B(25年度新規) | 〇〇の公表率 | 0 | 40 | 100 |
| 施策C(継続) | 〇〇の実効性維持 | 100 | 100 | 100 |
| 施策D(継続) | 〇〇の耐震化率 | 90 | 92 | 95 |

施策A: $Ipi = 40/80 * 50 + (40 - 10) / (80 - 10) * 50 = 25.0 + 21.4 = 46$

施策B: $Ipi = 40/100 * 50 + (40 - 0) / (100 - 0) * 50 = 20 + 20 = 40$

施策C: $Ipi = 100/100 * 100 = 100$

施策D: $Ipi = 92/95 * 50 + (92 - 90) / (95 - 90) * 50 = 48.4 + 20 = 68$

よって、統合進捗指数 $IPI = (46+40+100+68) / 4 = 64$

最近発生した災害への対応等の新規の取組（プログラムごとの推進計画）

1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

平成27年9月関東・東北豪雨による水害

19河川で堤防が決壊、67河川で氾濫等の被害発生
【被害状況】

死者8名、負傷者80名

全壊80棟、半壊7,022棟、床上浸水1,925棟、床下浸水10,353棟

出典：平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況等について（平成28年2月内閣府）

ソフト対策と組み合わせた施設整備等の推進

- ✓施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、直轄河川による大規模水害のおそれのある市町村において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置
- ✓減災のための目標を共有し、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すためのハード対策」「危機管理型ハード対策」を概ね5年間で一体的・計画的に推進
- ✓決壊すれば甚大な被害が発生する恐れがある河川の堤防沿いの市町村を対象に、出水期までに国と市町村が協力して避難勧告に着目したタイムラインを策定

1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

平成26年9月に発生した御嶽山の噴火

平成27年5月に発生した口永良部島の噴火

口永良部島新岳で爆発的噴火が発生

【被害状況】

人的被害2名(体調不良等)

住民等噴火時島滞在者全員避難

出典：口永良部島の噴火状況等について（平成27年6月内閣府）

ソフト対策と組み合わせた施設整備等の推進

- ✓活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の作成
- ✓火山災害警戒地域の指定
- ✓他分野と連携・融合した「観測・予測・対策」の一体的な研究や火山研究者の育成・確保
- ✓火山監視・評価及び情報提供体制強化に向けたシステム整備
- ✓活発化する火山活動に備えて、監視機器の設置等の警戒避難対策や噴火に起因する土石流を制御するための緊急対策用資材の事前準備等を行う火山噴火緊急減災対策の推進

【その他の新規の取組の例】

5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下

- ✓BCPIに関する融資制度の充実強化

7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ✓緊急予防治山事業の創設

共通)リスクコミュニケーション

- ✓学習教材「防災まちづくり・くにづくり」の学校等での活用
- ✓「世界津波の日」(11月5日)に関する広報、啓発普及の重点的实施

民間の主体的な取組の促進、地方創生につながる強靱な地域づくり等

民間の主体的な取組の促進

- 我が国全体の国土強靱化を推進するためには、国、地方に加え、民間の主体的な取組の促進が重要
- 民間の取組は、多様なニーズを生み出し、イノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす(災害対応力の向上、産業競争力の強化)
- 我が国の持続的な経済成長や一億総活躍社会の実現にも貢献
- 先進的取組事例を広く情報展開するとともに、施策の広報を実施

民間の市場規模の推計

- ✓ 国土強靱化に関する民間市場の規模は約11.9兆円であり、公的主体の行う強靱化関連の公的支出と同程度の規模
- ✓ そのうち、国土強靱化に直接資する財・サービスの市場の合計(コア市場)は2013年現在約8.0兆円であるが、2020年には約11.8~13.5兆円に達しうると試算(実質年率5.8~7.8%の伸び)[※]
- ✓ 民間投資の役割大、強靱化の努力は持続的な経済成長にも貢献
※国土強靱化に資する民間の取組の促進について」平成28年2月 ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

民間の取組を評価する制度

- ✓ 事業継続に積極的な取組を行っている企業・団体等を「国土強靱化貢献団体」と呼び、第三者により認証する仕組みを創設
- ✓ 顧客・取引先から見えにくい自助努力に光をあて、国土強靱化のすそ野を拡大

取組事例の紹介・施策の広報

- ✓ 民間により既に取り組みされた事例のうち、特色や工夫がみられるものや先進事例を「民間の取組事例集」として情報展開
- ✓ 国土強靱化を促進する施策について、利用者に探し易く、わかりやすい形にとりまとめた上で公表

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対策強化

- ✓ 首都直下地震対策、避難誘導等の対策、多言語対応、無電柱化の推進、ユニバーサルデザイン化、ピクトグラムのJIS制定等により安全安心な大会を実現

地方創生につながる強靱な地域づくり

- 国土強靱化と地方創生は、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する点で同じ
- 東京一極集中是正等の地方創生の取組は、国土強靱化の取組と調和して強靱に進めていくことが必須
- 両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画を調和しながら策定し取組を連携して行う必要

東京一極集中からの脱却

- ✓ 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保による複軸の交通ネットワークの構築に向けて、高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの着実な整備等を推進(5-5)(8-4)
- ✓ まち・ひと・しごと創生本部において適当と判断された機関の移転等に向けた具体的取組を実施(3-3)

地域での担い手確保と地域コミュニティの役割

- ✓ 被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築を支援(2-6)
- ✓ 消防団、水防団、自主防災組織の充実強化を推進(2-3)(7-1)
- ✓ 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保管理に係る取組の効果の検証、取組の拡大(7-6)
- ✓ 住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアを重視し、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化(リスクコミュニケーション)

産業の創出、活性化と技術開発

- ✓ CLT(直交集成板)の設計施工マニュアルの作成や生産体制整備(7-6)
- ✓ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成、担い手確保の観点からの就労環境の改善への取組(8-2)
- ✓ 非破壊検査技術等の点検・診断技術、新材料研究や補修・補強技術等の新築・更新時の長寿命化技術、実用性の高いロボット技術の開発を促進(老朽化対策)

地域計画の策定推進・支援

国土強靱化地域計画の策定推進・支援について

(地域計画策定の必要性)

- ・国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体等関係者が総力挙げた取組が不可欠
 - ・地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体の各分野計画等の指針
- ⇒早期にできるだけ多くの地方公共団体において策定されることが望ましい。

(参考) 地域計画策定に向けた取組状況

- 策定済 28都道府県、14市区町
- 策定中(予定を含む) 19府県、27市町村
- ※平成28年4月5日現在
- ※全ての都道府県で、策定済・策定中



今後は、市区町村に働きかけ

策定に向けた課題等

- ・国土強靱化施策が新しい⇒トップ、担当者の理解が不十分の懸念、地域計画を策定ノウハウがない
- ・災害経験がない、地域計画は法律上「できる」規定、策定インセンティブ等の理由で、市区町村内の取組の優先順位の問題 と思慮

今後の支援の方向性

- ・地域計画策定ガイドラインの拡充(第3版策定中) 策定済地域計画実例の充実、都道府県地域計画等の活用、Q&Aの掲載 等
- ・地方公共団体トップ・職員への説明会等
- ・専門家の派遣を含む出前講座等
- (参考)上記2項目27年度実績 57件(支都市長会等でも説明)
- ・関係府省庁の支援(交付金・補助金の一定程度の配慮)、及びその支援内容等のフォローアップ・見える化、周知 他

地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表(平成28年1月14日関係府省庁連絡会議決定)

(参考) 関係府省庁連絡会議決定の概要

- 地域計画に基づく取組について、平成28年度は以下の交付金・補助金により支援(一定程度配慮)するとともに、支援内容等のフォローアップ・見える化、周知を実施。

内閣府

地方創生推進交付金、都市再生安全確保計画策定事業費補助金

警察庁

都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

総務省

地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金(放送ネットワーク整備支援事業)、無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

文部科学省

学校施設環境改善交付金

厚生労働省

社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金

農林水産省

農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、森林・林業再生基盤づくり交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、水産基盤整備事業、強い水産業づくり交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業(漁港海岸)

経済産業省

自立防災型高効率給湯器導入支援補助金、石油製品利用促進対策事業費補助金、地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金、石油製品流通網維持強化事業費補助金

国土交通省

防災・安全交付金

環境省

循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(参考) 45のプログラムと15の重点化プログラム

※黄色マーカー: 15の重点化プログラム

| 事前に備えるべき目標 | | プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 | 事前に備えるべき目標 | | プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 |
|------------|---|--|------------|---|--|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない | 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |
| | | 1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | | | 5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 |
| | | 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生 | | | 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | | 1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | | | 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |
| | | 1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 | | | 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止 |
| | | 1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | | | 5-6) 複数空港の同時被災 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) | 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | | 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 | | | 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | | | 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | | | 6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足 | | | 6-5) 異常湧水等により用水の供給の途絶 |
| | | 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | | | |
| | | 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化 | 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1) 市街地での大規模火災の発生 |
| | | 3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 | | | 7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | | 3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全 | | | 7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | 7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態 | | | 7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| | | 4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | | | 7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響 |
| | | | | | 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | | | 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | | | 8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | | | 8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | | | | 8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |